

1. 最終処分場の概要

1) 最終処分場の目的

最終処分場は、廃棄物管理の一環として、人間の生活から発生する廃棄物を適切に処理するための施設であり、再利用やリサイクルが行えない廃棄物を埋め立てする場所です。

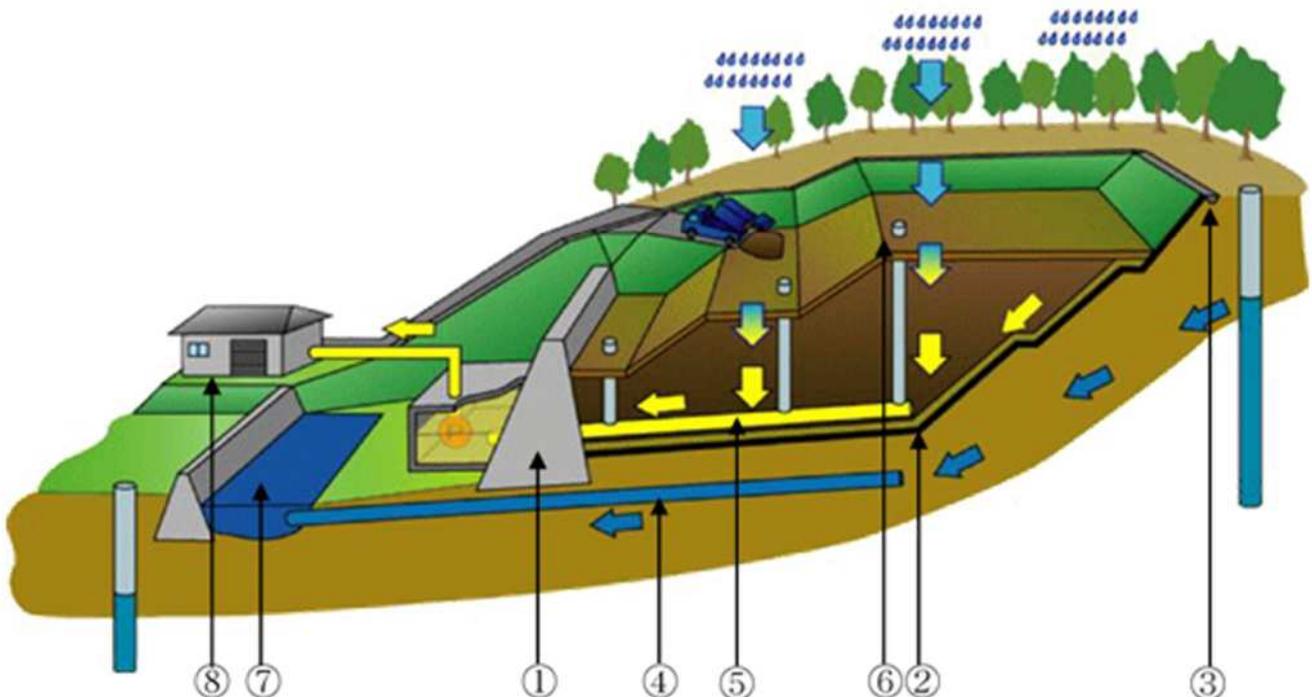
廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、今回の最終処分場は、一般廃棄物を対象としています。

2) 最終処分場の設備構成

最終処分場は、廃棄物を安定かつ持続可能な方法で保管し、廃棄物が環境や人の健康に与える悪影響を最小限に抑えるために、以下のような設備で構成されます。

表 1 設備概要

設備	設置目的
①貯留構造物	廃棄物や浸出水を安全に保管、周辺に影響が無いように遮断する。
②遮水工	汚れた雨水（浸出水）を埋立地外へ出さないよう遮断する。
③雨水排水設備	施設の流域の降水を速やかに集めて流下させ、排除する。
④地下水集排水設備	法面の崩壊防止、遮水工下部の地下水等、土中ガスを排出する。
⑤浸出水集排水設備	埋立層内に浸入した雨水等を速やかに浸出水処理施設へ送る。
⑥埋立ガス処理設備	埋立地内部で発生した埋立ガスの放出と埋立層へ空気供給する。
⑦防災設備	防災調整池：土地造成による造成部分の保水能力の低下に対応する。 防火設備：火災発生時の消火や周辺への延焼を防止する。
⑧浸出水処理設備	浸出水を放流先の水質に悪影響を与えないレベルまで安定的に処理する。



出典：NPO-LSA 特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会 (①～⑧の表示は加筆)

図 1 最終処分場イメージ図

3) 最終処分場の型式

最終処分場の型式は、オープン型とクローズド型の2種類に分けられます。型式の大きな違いは、埋立地を覆う建屋の有無です。

オープン型

オープン型は、廃棄物が露出しているため、臭気や害虫等への配慮が必要です。また、風や雨にさらされるため、近年の大雨の影響を考えると、浸出水調整槽や浸出水処理施設の規模を大きくする必要が出てきます。しかし、建屋を設置しないため、建築工事費が削減されます。

クローズド型

クローズド型は、埋立地が建屋に覆われることにより、臭気や害虫等による影響を抑えられます。また、人工的な散水によって、埋立地内の廃棄物の洗い出しが計画的に行われるため、埋立地の安定化が早まり、そして、浸出水調整槽や浸出水処理施設の規模が比較的小さくなります。ただし、散水設備や換気設備を備えた建屋の建築工事費が必要となります。

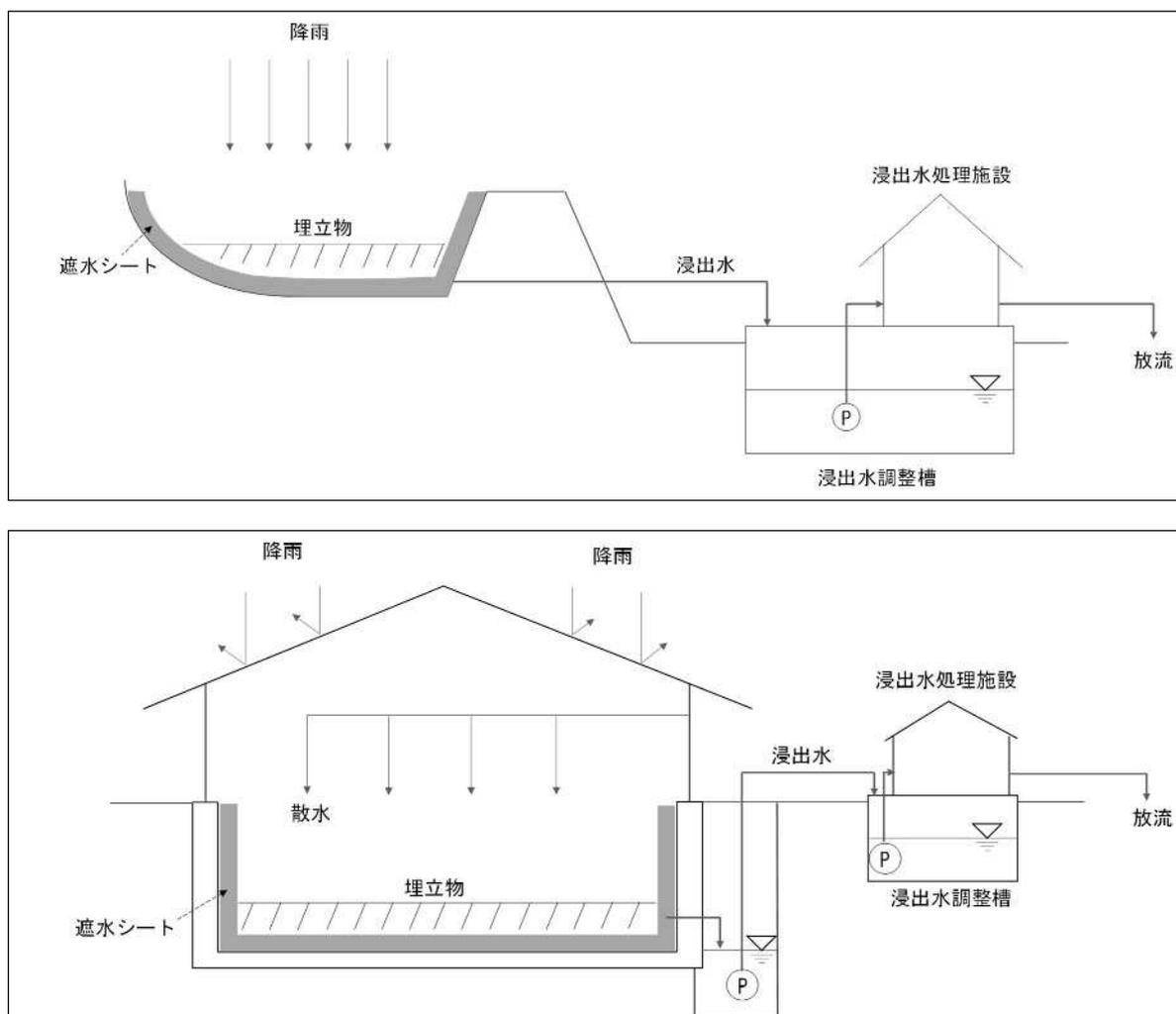


図 2 最終処分場の型式 (上図：オープン型、下図：クローズド型)

2. 一般廃棄物下荒瀬最終処分場の現状

1) 施設概要

現在、三次市では、一般廃棄物下荒瀬最終処分場（以下、「現処分場」と言います。）にて廃棄物を埋め立てています。現処分場は、オープン型であり、供用開始から 30 年が経過しています。

表 2 一般廃棄物下荒瀬最終処分場の施設概要

項目	概要
名称	一般廃棄物下荒瀬最終処分場
所在地	三次市粟屋町 3505
埋立開始年月	平成 5 年 4 月
経過年数	30 年(令和 5 年 3 月末時点)
埋立対象物	焼却灰（主灰）、固化灰（飛灰）、埋立ごみ、カレットサンド、 破碎残渣、汚泥炭化後の残渣
埋立容量	101,500m ³
埋立地面積	18,000m ²
残余容量	約 18,800m ³ （令和 5 年 3 月末時点）
浸出水処理施設	処理能力：日平均 30m ³ /日
浸出水処理方式	カルシウム除去設備＋生物処理設備（接触ばっ気）＋凝集沈殿設備 ＋高度処理設備（砂ろ過；活性炭）＋消毒・放流設備



図 3 下荒瀬最終処分場の様子（令和 3 年 3 月撮影）

2) 埋立対象物

三次市では、以下の廃棄物を埋め立てています。なお、年間埋立量は、約 1,900 m³です（過去 3 年平均）。

表 3 埋立対象物

焼却灰	 <p>焼却灰（主灰）</p>	 <p>固化灰（飛灰）</p>
不燃物	 <p>埋立ごみ</p>	 <p>カレットサンド</p>
残渣物	 <p>破碎残渣</p>	 <p>汚泥炭化後の残渣</p>

- ※焼却灰（主灰） 燃やせるごみを焼却することで発生する灰（燃えがら）。
- 固化灰（飛灰） 燃やせるごみを焼却することで発生する灰のうち、飛散しやすい細かい灰（飛灰）を薬剤処理し、成形・固化したもの。
- カレットサンド ガラス類やびん類を細かく破碎して粒状になったもの。
- 破碎残渣 リサイクルに適さない燃やせないごみ等を埋め立てやすいように破碎したもの。
- 汚泥炭化後の残渣 し尿処理施設にて汚泥を炭化（肥料化）する際に生じた残渣。

3) 残余容量の見込み

現処分場は、年間 約 1,900 m³の埋め立てを継続した場合、令和 13 年度中には満杯となってしまいう見込みです（満杯になるまでに、令和元年度と同等の災害ごみの搬入が一度発生することを見込む）。

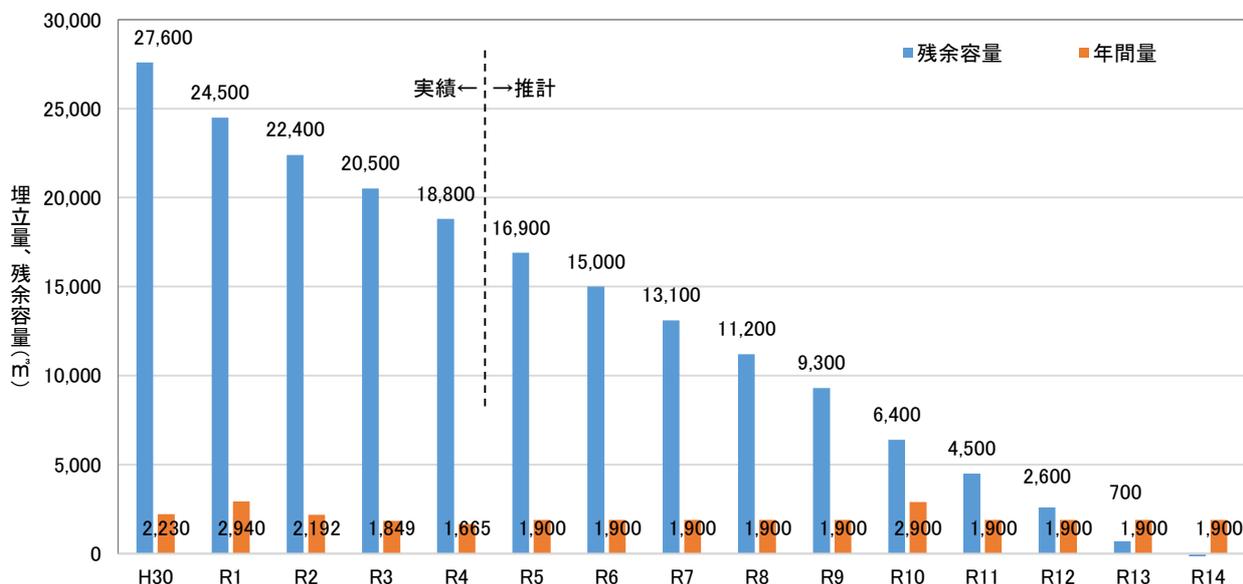


図 4 残余容量の見込み

3. 次期最終処分場の整備工程

次期最終処分場の供用開始は、事前調査や設計、建設工事が順当に進むと、令和 15 年度となります。そのため、現処分場では、埋立処分を次期最終処分場が使用開始するまで継続できるように、焼却残渣等の外部搬出を行う等の対応が必要となる見込みです（令和 7 年度から検討開始）。

表 4 次期最終処分場の整備工程

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
次期最終処分場整備事業	候補地選定	■										
	地元交渉			■								
	循環型社会形成推進地域計画				■							
	調査・設計					■	■	■	■			
	建設工事								■	■	■	■
	供用開始											■
現処分場	埋立処分	■										
	焼却残渣等の外部搬出			■	■	■	■	■	■	■	■	■

4. 本委員会の工程

本委員会では、次期最終処分場の候補地について検討を行います。

候補地選定の流れと委員会の内容は以下のとおりです。また、候補地選定スケジュールを次頁に示します。

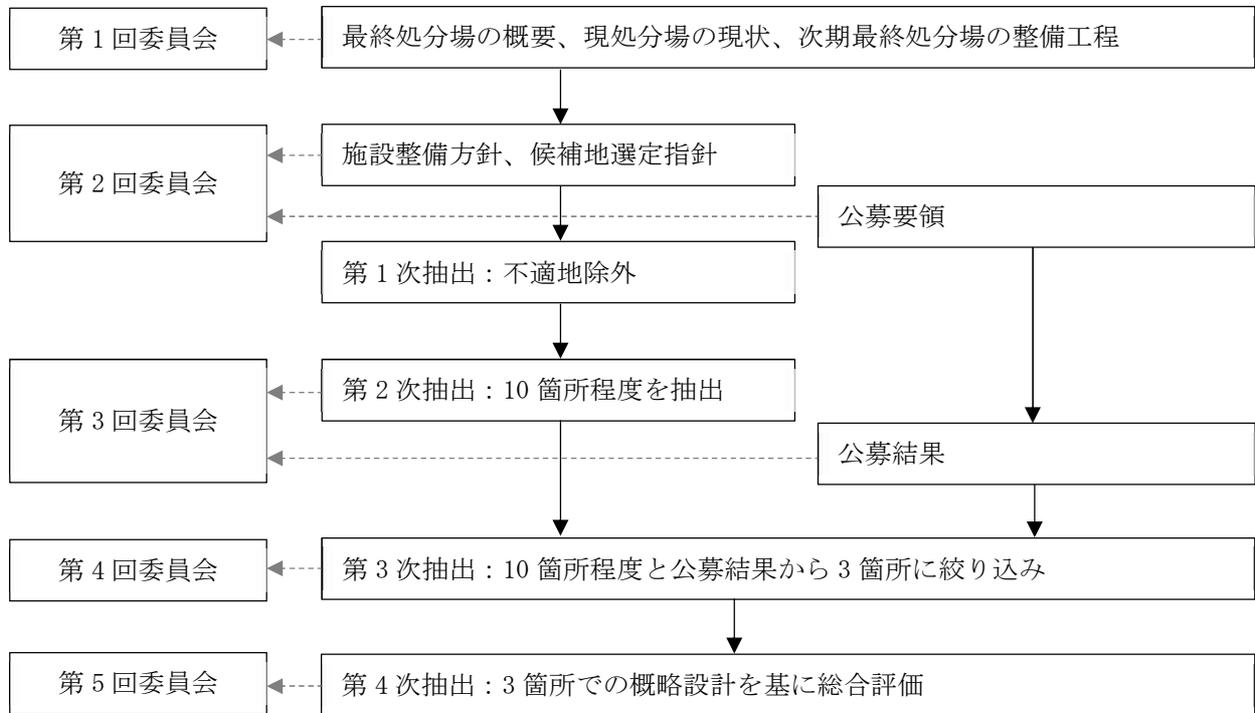


図 5 候補地選定の流れと委員会の内容

5. 情報公開方針

委員会での審議内容は、各委員会後に市ホームページで公開する予定です。公開内容は、以下のとおりです。

議事次第、委員名簿、委員会資料、議事録

三次市一般廃棄物最終処分場候補地選定スケジュール

